

山形広域環境事務組合個人情報の保護に関する規則

〔令和 5 年 3 月〕
山広環規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）及び山形広域環境事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年 3 月山広環条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「施行令」という。）及び条例において使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の届出事項等)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項の規定による届出は、個人情報取扱事務（開始・変更）届出書（別記様式第 1 号）によるものとする。

2 条例第 3 条第 1 項第 5 号及び山形広域環境事務組合議会個人情報の保護に関する条例（令和 5 年市条例第 3 号）第 4 条第 1 項第 5 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人情報取扱事務の開始又は変更の年月日
- (2) 通信回線を利用する電子計算機の結合の有無
- (3) 個人情報取扱事務の外部委託の有無
- (4) その他必要な事項

3 条例第 3 条第 2 項の規定による届出は、個人情報取扱事務廃止届出書（別記様式第 2 号）によるものとする。

4 条例第 3 条第 3 項に規定する目録は、個人情報取扱事務届出簿とし、管理課に備え置くものとする。

(個人情報ファイル簿)

第 4 条 法第 75 条第 1 項に規定する個人情報ファイル簿は、山形広域環境事務組合・個人情報ファイル簿（単票）（別記様式第 3 号）とする。

(保有個人情報開示請求書)

第 5 条 法第 77 条第 1 項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（別記様式第 4

号) とする。

(開示請求に対する決定の通知書等)

第6条 法第82条第1項に規定する書面は、保有個人情報開示決定通知書(別記様式第5号) とする。

2 法第82条第2項に規定する書面は、保有個人情報不開示決定通知書(別記様式第6号) とする。

3 条例第6条第2項に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書(別記様式第7号) とする。

4 条例第7条に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(別記様式第8号) とする。

(開示請求事案の移送)

第7条 法第85条第1項前段の規定による他の行政機関の長等に対する事案の移送は、保有個人情報開示請求事案移送書(別記様式第9号) によるものとする。

2 法第85条第1項に規定する書面は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(別記様式第10号) とする。

(第三者への意見照会書等)

第8条 法第86条第1項の規定による通知は、任意的意見聴取による第三者意見照会書(別記様式第11号) によるものとする。

2 法第86条第2項に規定する書面は、必要的意見聴取による第三者意見照会書(別記様式第12号) とする。

3 法第86条第1項及び第2項の規定による意見書の提出は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書(別記様式第13号) によるものとする。

4 法第86条第3項に規定する書面は、保有個人情報の開示決定に関する通知書(別記様式第14号) とする。

(開示の実施等)

第9条 法第87条第1項に規定する電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる保有個人情報の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) フィルム(マイクロフィルムを除く。)に記録されている保有個人情報 当該保有個人情報に係る部分を専用機器により映写したものの視聴

(2) 録音テープに記録されている保有個人情報 次に掲げる方法

ア 当該保有個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの聴取

イ 当該保有個人情報に係る部分を録音カセットテープに複写したものの交付

(3) 録画テープに記録されている保有個人情報 次に掲げる方法

ア 当該保有個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの視聴

イ 当該保有個人情報に係る部分をビデオカセットテープに複写したものの交付

(4) マイクロフィルムに記録されている保有個人情報 当該保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものの閲覧又は交付

(5) その他の電磁的記録に記録されている保有個人情報 次に掲げる方法であって、市長が保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 当該保有個人情報に係る部分を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該保有個人情報に係る部分をフロッピーディスク又は光ディスクに複写したものの交付

2 管理者は、保有個人情報の開示を受ける者が、当該保有個人情報が記録されている行政文書等を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 保有個人情報が記録されている行政文書等の写しの交付部数は、1部とする。

（開示の実施の方法等の申出）

第10条 法第87条第3項の規定による開示の実施の方法等の申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（別記様式第15号）によるものとする。

（費用の徴収）

第11条 条例第4条第2項に規定する保有個人情報が記録された行政文書等の写しの作成及び送付に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の費用は、写しを交付する際、これを徴収する。

3 第1項の費用のうち、写しの作成に要する費用は現金又は郵便振替により、写しの送付に要する費用は原則として郵便切手により納入するものとする。

（保有個人情報訂正請求書）

第12条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（別記様式第16号）とする。

（訂正請求に対する決定の通知書等）

第13条 法第93条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定通知書（別記様式第17号）とする。

2 法第93条第2項に規定する書面は、保有個人情報不訂正決定通知書（別記様式第18号）とする。

3 法第94条第2項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（別記様式第19号）とする。

4 法第95条に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（別記様式第20号）とする。

（訂正請求事案の移送）

第14条 法第96条第1項前段の規定による他の行政機関の長等に対する事案の移送は、保有個人情報訂正請求事案移送書（別記様式第21号）によるものとする。

2 法第96条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（別記様式第22号）とする。

（保有個人情報提供先への訂正決定通知書）

第15条 法第97条に規定する書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（別記様式第23号）とする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第16条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（別記様式第24号）とする。

（利用停止請求に対する決定の通知書等）

第17条 法第101条第1項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（別記様式第25号）とする。

2 法第101条第2項に規定する書面は、保有個人情報不利用停止決定通知書（別記様式第26号）とする。

3 法第102条第2項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（別記様式第27号）とする。

4 法第103条に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（別記

様式第28号)とする。

(諮問をした旨の通知書)

第18条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による諮問をした旨の通知は、審査会諮問通知書(別記様式第29号)によるものとする。

(運用状況の公表)

第19条 条例第11条の規定による運用状況の公表は、次に掲げる事項について市広報への掲載及び公告によるものとする。

- (1) 個人情報取扱事務の届出件数
- (2) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数並びにそれらの処理状況
- (3) 審査請求の件数及びその処理状況
- (4) その他必要な事項

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(山形広域環境事務組合個人情報保護条例施行規則の廃止)

- 2 山形広域環境事務組合個人情報保護条例施行規則(平成26年山広環規則第2号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に残存する前項の規定による廃止前の山形広域環境事務組合個人情報保護条例施行規則の規定に基づいて作成された請求書、届出書その他の書類の用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第11条関係）

写しの作成に要する費用	作成方法		費用の額
	電子複写機による複写（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に複写する場合）	モノクロ	1枚につき
カラー		1枚につき	20円
用紙に出力したもの（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力する場合）	モノクロ	1枚につき	10円
	カラー	1枚につき	20円
録音カセットテープ（120分）に複写したもの			1巻につき 120円
ビデオカセットテープ（120分）に複写したもの			1巻につき 250円
フロッピーディスク（2HD）に複写したもの			1枚につき 60円
光ディスク（CD-R）に複写したもの			1枚につき 100円
光ディスク（DVD-R）に複写したもの			1枚につき 200円
委託等による複写			上記の規定にかかわらず、委託等に要した額
写しの送付に要する費用			郵送に要する額

備考

- 1枚の用紙の両面に複写した場合における費用の額は、2枚として計算する。
- 日本産業規格A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあっては、日本産業規格A列3番の大きさの用紙に換算した枚数とする。